

「美術館条例」新旧対照表

美術館条例

第7条第1項

旧	新(R2.4.1以降)
(特別利用料) 第7条 特別利用の許可を受けた者については、1点1回につき2,060円の特別利用料を徴収する。	(特別利用料) 第7条 特別利用の許可を受けた者については、1点1回につき2,100円の特別利用料を徴収する。

別表(第5条第3項関係)

1 観覧料

旧				新(R2.4.1以降)					
区分			観覧料		区分			観覧料	
			個人	20人以上の団体				個人	20人以上の団体
常設展	15歳以下の者 (高校生を除く。)	1人1日につき	0 円		15歳以下の者 (高校生を除く。)	1人1日につき	0 円		
	高校生、大学生 及び65歳以上の者		210	160			280	220	
	一般		310	250			380	300	
企画展	15歳以下の者 (高校生を除く。)	1人1日につき	0		15歳以下の者 (高校生を除く。)	1人1日につき	0		
	上記以外の者		1,540円以内においてその都度教育委員会が定める額				その都度教育委員会が定める額		

2 使用料

旧			新(R2.4.1以降)		
区分		使用料	区分		使用料
普通自動車	1回1時間まで	310 円	普通自動車	1回1時間まで	320 円
	1回1時間を超えた場合は、310円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。ただし、1,510円を超えるときは、1,510円とする。			1回1時間を超えた場合は、320円に1時間を超えた時間30分までごとに160円を加算する。ただし、1,600円を超えるときは、1,600円とする。	
自動二輪車及び原動機付自転車	1回につき	210	自動二輪車及び原動機付自転車	1回につき	210
上記以外の自動車	1回につき	1,540	上記以外の自動車	1回につき	1,570